

## 第1回古平町議会定例会 第1号

令和3年3月12日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて  
〔令和2年度古平町一般会計補正予算（第6号）〕
- 6 議案第 1号 令和3年度古平町一般会計予算
- 7 議案第 2号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 8 議案第 3号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 9 議案第 4号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 10 議案第 5号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 11 議案第 6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 12 議案第 7号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 13 議案第 8号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第 9号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 16 議案第11号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 17 議案第12号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 18 議案第13号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定について
- 19 報告第 1号 専決処分（第2号）の報告について  
〔工事請負契約の変更について〕
- 20 陳情第 1号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書採択のお願い

### ○出席議員（10名）

議長10番	堀 清 君	1番	木 村 輔 宏 君
2番	逢 見 輝 続 君	3番	真 貝 政 昭 君
4番	寶 福 勝 哉 君	5番	梅 野 史 朗 君
6番	高 野 俊 和 君	7番	岩 間 修 身 君
8番	山 口 明 生 君	9番	工 藤 澄 男 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君
副	町	佐	藤	昌	紀	君
教	育	石	川	忠	博	君
総	務	松	尾	貴	光	君
総	務	佐	藤		亘	君
町	民	五	十	嵐	美	君
保	健	和	泉	満	子	君
産	業	細	川	康	善	君
建	設	高	野	正	治	君
会	計	白	岩	龍	豊	君
教	育	本	間	克	昭	君
総	務	人	見	完	至	君
財	政	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開議 午前 9時55分

○**議会事務局長（三浦史洋君）** それでは、本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和3年第1回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番、工藤議員、1番、木村議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る3月5日に開催された議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る3月5日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月12日から3月17日までの6日間とするものです。ただし、3月15日、16日は予算審査特別委員会開催のため休会といたします。

次に、議事の進行についてでございます。初めに、新年度予算議案取扱いをご説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計提案理由の説明が終わり次第全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審査することといたします。予算審査特別委員会での審査方法でございますが、一般会計につきましては歳入は3款程度に分けて、歳出は款ごとに区切って質疑を行います。また、歳入歳出の質疑が終了後、聞き漏らしを考慮し、再度歳入歳出の一括で質疑を許すものとします。ただし、質疑の件数は2件までとします。特別会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。質疑は一問一答で継続して行い、ほかの人に移ったときは再質疑はできないこととします。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することとします。また、採決につい

ては全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については各会計ごとに行うことといたします。

次に、今定例会では町政執行方針並びに教育行政執行方針がありませんので、方針に対する総括質問は行わないものといたします。

次に、一般質問について説明いたします。一般質問は、一問一答方式で行いますが、質問回数は1件3回で、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というような繰り返して行ってください。

次に、1件上がっております陳情第1号でございますが、所管の産業建設常任委員会に付託することといたします。

次に、後日町長提出追加議案、補正予算2本がある予定ですので、本会議最終日に上程するものといたします。

次に、議員の派遣でございますが、北海道町村議会議長会に出向き研修する予定がこのコロナ禍で実施できませんでしたので、改めて派遣の承認を受けるものとします。

以上、議会運営委員会で決定されました事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げまして委員長報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月12日から3月17日までの6日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月12日から3月17日までの6日間に決定しました。

お諮りします。3月15日と16日は予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、3月15日、16日は休会とすることに決定しました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、例月出納検査報告、令和2年後志広域連合議会第2回定例会議決結果、令和2年北後志消防組合議会第2回臨時会議決結果、令和2年北後志衛生施設組合議会第1回臨時会議決結果、

令和3年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会議決結果、令和3年北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果、令和3年北後志消防組合議会第1回定例会議決結果、令和3年後志広域連合議会第1回定例会議決結果の8件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告をお願いいたします。

○町長（貞村英之君） 令和3年第1回定例会の開会に当たりまして、まずこれまで白紙状態と申し上げてきた私の進退でございますが、先般の新聞報道のとおり、今年4月に行われる古平町長選挙には出馬いたしません。その理由といたしまして、この古平町に生まれ育ち、深い思いを持った方が出馬されるのであれば、私が4年前立候補した経過を考えたとき、私が出馬して町を二分し、混乱を来すことは好ましくないこと、2つ目の理由は何十年来にわたって当町の最大の懸案であった役場庁舎と文化会館の移転改築、また町民の悲願であった特別養護老人ホームの代替施設として介護医療院の開設にめどが立ち、さらに当町の医療体制も身の丈に合った形でこれまで以上に充実することができたこと、3つ目は悪化していた町財政も今や基金を取り崩さずに運営できるまでに改善できたことなどの理由から、私としては古平町を去るべきときであると考えた次第でございます。

次に、本定例会であります。第1回定例会は本来年間分の予算を組み、1年間の町政執行の方針を述べて審議する議会として位置づけられておりますが、4年に1度の首長選挙の実施の年であることから、自分の政策に関する予算は一切組まない、急施を要する事業及び継続事業を中心とした、いわゆる骨格予算として編成し、今年度の政策予算は次期首長に委ねる予算となっております。首長が交代するのに財源を無視して腹いっぱい予算を組み、次の首長に渡すといった4年前の当町のような行儀の悪い予算編成はしておりませんので、皆様が新しい政策を求めるとすれば次の首長さんと話し合っただけならばと思います。

また、議会の審議に町の政策が出せないのであれば、町政執行方針等行政に関する議会報告もお話をできるものではありませんので、今定例会に事前に紙としてお渡しできるものはございません。しかしながら、本定例会は私の任期中最後の定例会でありまして、このように議員各位、職員が全員参集する形の議会も最後でございますので、これまでの行政運営に当たり今後にわたって注意を払う必要がある数点について報告させていただくことといたしました。

まず最初に、令和3年度の一般会計予算についてであります。後ほど担当課長のほうから詳細についての説明はあると思いますが、令和3年度の一般会計予算は骨格予算ではあるものの65億円という過去最大規模となっております。これは、通常の前編成時には計上されない事業として過積載消防車の対応のための北後志消防組合の負担金6,200万円や継続事業として庁舎等建設及びそれに関連する道路整備等の建設事業費約31億円が含まれているためでございます。ただし、この31億

円の財源の内訳は、国費及び財団補助金で12億円、地方債で14億3,000万円、これは財源ついております。基金対応で4億5,000万円を財源充当しておりますので、この31億円の町の実質の持ち出しというのは170万円程度であり、極力町の持ち出しを抑える努力をして編成されておりますので、皆様にはご安心していただきたいと思っております。そして、これらを除いた通常ベースの予算規模になりますと、これを引きますとおおよそ33億円の規模の骨格予算でございますので、緊縮財政時と同程度の予算規模となります。つまり令和3年度一般会計予算は、町の持ち出し額を最大限に抑えた緊縮型の骨格予算でございますが、過去最大規模の予算を確保し、結果的にはお金に色がついているわけではございませんので、町内経済にも貢献できる予算を編成することができたところであると考えているところであります。

次に、個別事業や懸案について述べさせております。ただいま申し上げた庁舎建設等のまちなか賑わい再生事業についてももう少し枝葉をつけて申し上げますが、私の就任時に町の最大の懸案事項でありました役場庁舎の改築事業については、図書館、地域交流センター、地域防災センターと複合した中心拠点誘導複合施設、通称かなえ〜として整備し、現在の役場庁舎と文化会館については解体後に道の駅ふるびら、150年広場として整備することにより、外構工事や取付け道路の恵比須小路改良工事を含め、まちなか賑わい再生事業として全体で国土交通省の社会資本総合整備交付金の都市構造再編集中支援事業の採択を受けたところでございます。

また、中心拠点誘導複合施設につきましては、道内初のZEBレディー取得やゼロカーボンシティ宣言により、環境省が所管する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、経済産業省所管のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の採択も受け、各種補助金を最大限活用し、本町の財政に大きな負担をかけないように実施しております。

また、地方債については交付税措置のある地方債の充当を優先し、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、地域活性化事業債、公共施設等適正管理推進事業債、一般公共事業債を活用することにより、将来の起債の償還が大きな負担とならないよう実施しております。

また、道の駅ふるびらの駐車場整備事業については有利な財源確保が難しいことから、国土交通省、北海道開発局の事業として整備を要望し、事業実施に向けた事務レベルの協議を重ねているところでございます。

まちなか賑わい再生事業の全体の財源確保については、設計の段階から検討に検討を重ね、各種補助金を施設の用途に細分化し、3省庁4種類、地方債が5種類と大変複雑な財源構成となっております。事業のスケジュールについても令和5年度中に全ての事業を完了しなければならないことから、大変厳しいスケジュールの中で事業を実施しております。この事業の実施スケジュールは、より有利な財源確保のために非常にタイトで変更が利かないこと、事業スケジュールに遅延が発生すると数億円単位の補助金返還などが求められることなどから、骨格予算ではありますが、当初予算に事業費を計上しております。また、補助申請や起債申請などの事務手続についても事業費の積算や発注、案分など、今後必ず入るであろう会計検査員対応を見据えなければならず、高度な知識が必要であります。今後とも失念や誤りがないよう適切に組織として複雑で困難な事務処理を行っていかねばならない、いただきたいと考えております。

次に、財政の健全化についてでございます。税収が約2億円と極めて財政基盤の弱い当町が将来にわたり健全で持続可能な行財政運営を図るため、最少の経費で最大の効果を上げるよう全力で財政運営に当たってまいりました。私が前町政から引き継いだ平成29年度は、厳しい財政状況の中にもかかわらず、当時過去最高額の予算を組んでいただきました。このため、事務事業の大幅な見直しを行うことが私が一番最初に行った政策であったことを思い出されますが、それを行ったにもかかわらず実質単年度収支と実質的単年度収支が過去の大型事業の影響などにより約10年ぶりに赤字へ転落し、財源不足を補填するため基金の取崩しを行ったところでありました。その後事務事業の分野横断的な見直しを継続的に行い、令和元年度決算では、この厳しい社会経済情勢の中であるにもかかわらず、財源不足を補填するための基金の取崩しを行わずに決算を終了し、令和2年度の決算見込みにおいても財源不足を補填するための基金取崩しを行う必要がないほど財政状況は大きく改善し、基金についても令和元年度決算では平成28年度決算と比較して2億6,000万円の積立てを行うことができいております。

また、立派な役場庁舎を建設してお金がなくなると言っている方もいるやに聞いております。先ほど説明したとおり、複雑で困難な事務処理をこなし、各種補助金や有利な地方債を借り入れた結果、将来の財政負担を軽減できており、さらに地方債の償還が多額になる年度につきましては減債基金を活用できるような仕組みをつくり上げております。よって、向こう10年間は健全で安定的な財政基盤を維持し、国や道の補助金を活用しながらではありますが、産業政策や福祉政策などの地域振興策を展開できるような財政状況となっております。もちろんただいま申し上げたことは財政秩序を遵守した行財政運営をしていかなければならないことは当然であり、一旦財政の手綱を緩めますと瞬く間に以前のような財政状況に戻りますので、注意を払っていただきたいと思っております。

次に、医療の確保、充実についてでございます。現在社会福祉法人北海道社会事業協会の協力や社会医療法人交雄会メディカルの協力を得て、安定的な一次医療の提供や二次医療への円滑な引継ぎ体制を確保しながら診療を行っております。

また、常勤医の確保が課題となっておりますが、介護医療院の開設に合わせ、私の友人医師から勤務の内約を得て医師の確保もめどがつき、安堵していたところでございましたが、私がこの地を去ることとなり、友人医師との交渉は白紙に戻ってしまいました。このため、来週、再来週にでも医師との面談を3件行う予定ではありますが、経歴書を見る限り交渉成立は難しいものと思われまます。私としては時間の許す限り医師確保に努めてまいりますが、僻地における医師の確保は全国的にも困難として問題となっており、私の代で確保できなければ常勤医の確保については次期町政に委ねたいと思っております。

次に、恵尚会との訴訟についてでございますが、私が町長に就任した平成29年度決算では診療所の指定管理料が約7,500万円と税収の約4割を診療所の運営に費やすという異常な事態でございました。このような運営を継続していれば財政が危機的な状況に陥ることは誰にでも容易に想像できたことから、指定管理者の恵尚会に度重なる決算資料の開示と今後の運営方針の協議を依頼してきたところでございましたが、決算資料の開示も協議も進まず、平成30年度をもって指定管理を終了し、令和元年度以降の契約は行えなかったところでございます。町といたしましては、平成30年度

の指定管理料について債務不存在確認訴訟を提起し、現在は恵尚会側からの訴えのあった指定管理料請求訴訟で係争中でございますので、詳しい内容をご説明できませんが、係争中で提出のあった決算資料の内容を見ますと、指定管理料として町が負担すべき経費として到底認められない経費も数多くございました。今後も引き続き本訴訟を通じて適正な精算が行われるよう願うところです。

次に、高齢者福祉施設についてでございます。私が町長に就任した当時は特別養護老人ホームの建設が古平町の悲願でありました。老人福祉法、介護保険法などの改正により特養の需要は5年前から急激に減少し、今では各地で空床も目立つようになってきております。全国の自治体では最期のみとりまで可能な介護医療院を競って設置している状況でございます。本町においても町立診療所の2階19床の空き病床を利用して開設を進めております。後志広域連合の介護保険計画に掲載され、病室のリニューアルも完了しております。医師の確保につきましては先ほど申し上げたとおりですが、早期の開設について次期町政に委ねたいと思います。

その他の福祉サービスについては、多額な維持補修費が見込まれる地域福祉センターからデイサービスセンター機能を高齢者支援ハウスに集約し、コンパクトで効率のよい小規模多機能居宅介護への転換、全ての高齢者やその家族が元気に安心して暮らせる町へ向けて高齢者福祉サービス、いわゆるソフト施策の充実を図るため、介護保険地域支援事業の強化、担い手となる社会福祉協議会の機能強化を計画していました。しかしながら、これら的高齢者施策についても次期町政に委ねたいと思います。

次に、教育長の選任についてでございます。現教育長は令和3年3月31日で任期満了となりますので、次の教育長について選任しなければなりません。ただ、石川教育長につきましては任期満了で退任することとなりますので、後任の教育長については次期町政に委ねたいと考えておりますので、今定例会では議案は提出しておりませんので、ご理解願いたいと思います。

最後になりますが、この古平町が将来にわたって持続可能な町となるよう限られた財源の中、最少の経費で最大の効果が得られるよう行政運営を行ってまいりました。私がこの町に町長として就任した当時の施策、特に従来のはらまき型手法を用いた事業については縮小や廃止という大変厳しい判断をせざるを得ませんでした。この厳しい判断を行わなければ本町の税収と財政規模を考えたときに財政破綻することは容易に予想できておりました。一つの自治体で全てのサービスを提供することは難しい時代になっております。本町にとりまして真に必要な事業、なければならない事業の選択、重点化こそが町民生活の向上と持続可能なまちづくりにつながると思っております。次期町政では町民の皆さんが一致協力し、古平町の一層の発展を祈願しております。以上、これまで4年間の行政報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 行政報告が終わりました。

次に、教育行政報告を教育長。

○教育長（石川忠博君） 令和3年第1回定例会の開会に当たりまして教育行政報告をさせていただきます。

先ほど貞村町長から報告がありましたように、3月末をもって任期満了となります。これまでの



教育行政の中で特に力を入れてまいりました点について数点ご報告をさせていただきます。まず初めに、学力、体力の向上についてでございます。学力や体力の向上が本町の最重要課題でございます。まず、学力につきましては校長のリーダーシップの下で全国学力・学習状況調査の結果などを活用した授業改善に取り組んでいただきました。基礎学力の定着が難しい子供たちに対応するため、令和元年度からは国の加配を活用しまして子供たちの状況に応じた少人数指導を進めております。また、放課後学習で行う課題の採点を放課後学習ボランティアにお願いしまして、教員が学び直しの指導をする時間を確保してきたところでございます。こうした取組によりまして、基礎的な学力の定着は標準学力調査などから確認できるようになってきたところでございます。

体力につきましては、体育専科教員を中心としまして新体力テストの全学年での実施、チームティーチングを行って、その授業の中で担任の授業力の向上を図る取組、それから授業以外でもゲーム感覚で取り組むことのできる運動の推進、普及を進めまして子供たちの体力も着実に向上してまいりました。残念ながら全国調査では大きな成果をお示しすることはできませんでしたが、学校全体で取り組む体制はできましたので、継続して取り組むことによって成果が上がることを期待しているところでございます。

次に、ふるさと教育の充実についてでございます。古平の子供たちが地元のよさを体験する機会を設ける必要があると考えました。小中学校では漁協青年部によります出前授業などを実施していただいておりますが、これに加えまして漁協や農業者の方々のご協力を得まして磯ツブ駆除体験ですとか田植、稲刈りを行いますとともに、道教委の海洋教育パイオニアスクールの指定を受けまして海についての学習を深めてきたところでございます。また、少年少女わんぱく王国の中で丸山ハイキング、高齢者と一緒に盆踊りや餅つきを行ってまいりました。こうした学習や体験が将来の古平を担う人材の育成につながることを期待しているところでございます。

次に、教員研修の充実についてでございます。教育は人なりと言われるように、学校教育における教員の資質能力は重要でございます。そのため、教員人事に力を入れることはもとより研修機会の確保に努めてまいりました。後志教育局と連携し、管理職員を対象としました研修会や全教職員を対象とした講演会を開催しますとともに、道立教育研究所と連携しましてプログラミング教育に関する研修や理科教育の指導方法の研修など教員が当町で受ける機会を設けてまいりました。小中学校では学校全体で研修に取り組む体制ができてまいりましたので、今後も教員の資質向上が図られていくものと期待しているところでございます。

次に、地域とともにある学校づくりについてでございます。学校と地域が一体となって子供たちを育むコミュニティスクールの導入が求められておりました。このため、平成30年8月の古平町コミュニティスクール研修会の開催、令和元年度の準備委員会を経まして、令和2年度からコミュニティスクールを導入し、学校運営協議会、ふるびら学校応援団を組織したところでございます。今年度は2回の協議会で必要な学校の支援などの協議を行いますとともに学校応援団の整備を進めてまいりました。この学校応援団にたくさんの町民の方々が参加いただき、学校の活性化に加えて学校を核とした地域づくり、学びと活動の循環が進むことを期待しているところでございます。3月23日に第3回の協議会が開催されます。その中で小中学校の学校経営方針について初めて承認を受

けることとなります。コミュニティスクールの活動が今後一層充実していくことを期待しているところでございます。

次に、図書室の充実についてでございます。当町では読書活動を推進しておりますが、本を借りてもらうためには図書室の環境整備が必要だと考えました。まず、無人で貸出しを行っていた図書室に一定時間職員を配置しますとともに、図書ボランティアのご協力による図書室の飾りつけや本の整備を進めてまいりました。また、土日にも利用できます海洋センターにカーペットに座って本を読めるスペースを設け、図書を増やすとともに北海道立図書館と連携して大量の新刊図書の借受け、図書館運営の指導を受けますなど利用しやすい図書室となるよう努めてまいりました。将来の図書館移行に向けまして蔵書の整備やインターネットの活用などを進めておりますので、今後ますます活用しやすい図書室となり、読書活動が推進することを期待しているところでございます。

最後に、昨年度末からは新型コロナウイルス感染症対策に町長部局と連携して対応してまいりました。小中学校の今年度の教育課程を無事に修了することができますのは校長先生をはじめ先生方、子供たち、そして保護者の皆様のご協力によるものだと考えております。まずはそのことに感謝を申し上げます。この3年間教育長として大きな成果を残せたものはございませんが、これからのつながる基礎はできたと考えております。この間学校はもとより保護者や地域の皆様方からたくさんのご協力をいただき、学校教育や社会教育の充実に取り組むことができましたことに心から感謝を申し上げます。古平町の教育の振興のために今後も町議会議員の皆様をはじめ町民の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、教育行政報告といたします。3年間ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 教育行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 承認第1号

○議長（堀 清君） 日程第5、承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和2年度古平町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました令和2年度古平町一般会計補正予算（第6号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,305万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億993万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。2ページ、3ページ目にお示ししております。

以上が議決事項でございます。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、別冊の承認第1号説明資料、令和2年度古平町一般会計補正予算（第6号）説明書を御覧ください。歳出から説明いたしますので、4ページ目、5

ページ目をお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算1億1,823万8,000円に301万7,000円を追加し、1億2,125万5,000円とするもの。これにつきましては、新型コロナワクチン接種に係る経費の追加第一弾でございます。システム改修やクーポン発送準備などの経費でございます。

次のページに行きまして、6款1項商工費、既定の予算2億7,054万5,000円に4,313万6,000円を追加し、3億1,368万1,000円とするもの、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算2億2,096万円に1,690万円を追加し、2億3,786万円とするものがございます。これにつきましては、ふるさと納税について想定を上回る寄附をいただき、返礼品の発送経費などについて不足が生じる見込みとなったことから、専決処分をし、補正を行ったものがございます。

歳入の説明をさせていただきますので、2ページ目、3ページ目にお戻りください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算9億2,107万9,000円に301万7,000円を追加し、9億2,409万6,000円とするものがございます。新型コロナワクチンの接種体制確保事業補助金でございます。全額国庫負担でございます。

16款1項寄附金、既定の予算4億3,000万1,000円に6,000万円を追加し、4億9,000万1,000円とするものがございます。ふるさと応援基金や寄附金の追加でございます。この追加によりまして、ふるさと応援寄附金の予算計上額については4億9,000万円となっております。

19款4項雑入につきましては、財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第1号ないし日程第11 議案第6号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第1号 令和3年度古平町一般会計予算から日程第11、議案第6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題とします。

初めに、議案第1号 令和3年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第1号、令和3年度一般会計予算について

て、提案理由の説明を申し上げます。

予算の説明に入ります前に、先ほどの町長の行政報告にもありましたとおり、令和3年度の当初予算は4月に町長選挙が執行されるため、経常的な経費や継続的な事業に係る経費、社会情勢の急激な変化や町民生活に直接関わる喫緊の課題に対応するために必要な経費などを計上する骨格予算として編成いたしました。なお、政策的経費や新規事業は改めて補正予算として盛り込むこととなり、この補正予算につきましては、いわゆる肉づけ予算というふうに言われております。

それでは、説明に入らせていただきます。古平町各会計予算書、厚いほうの3ページ目をお開きください。令和3年度古平町一般会計予算。歳入歳出予算として、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億1,000万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。4ページから7ページにお示ししております。

債務負担行為として、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為とすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。8ページ上段にお示ししております。災害用無線機の増設と災害用車両の債務負担行為の設定でございます。

地方債として、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。8ページ下段にお示ししております。

一時借入金について、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、10億円と定めるものでございます。

以上までが地方自治法に規定する議決事項でございます。9ページ以降につきましては、地方自治法第211条第2項に規定する予算に関する説明書といたしまして歳入歳出事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為支出予定調書、地方債現在高調書となっております。

それでは、予算の内容について説明いたします。予算説明資料の薄いほうの3ページ目をお開きください。各会計の予算総括となっております。一般会計の予算規模については先ほど説明したとおり65億1,000万円となっております、前年比18億5,500万円の増となっておりますが、予算計上している複合施設建設事業費、中心拠点再生整備事業費、消防車両の過積載解消のための負担金の額計31億6,000万円を除きますと、33億5,000万円の予算規模であり、過去の緊縮予算と同程度の予算規模となっております。

説明資料の7ページ目をお開きください。歳入の性質別の内訳調書でございます。骨格予算でございますので、特徴的な部分のみの説明とさせていただきます。

1款町税、令和3年度の予算計上額1億9,872万円、前年度と比較いたしまして640万1,000円の減となっております。これにつきましては町税が2億円を初めて割り込むこととなります。

10款地方交付税17億5,700万円、前年度の予算計上額と比較いたしましてマイナス1億円となっております。これにつきましては、普通交付税の算出の基礎となる人口が令和2年度国勢調査の数字に置き換わりますことから、人口の減少分を見込み、1億の減少で予算を計上しております。

12款使用料及び手数料のうち診療所、保険診療等の手数料4,370万4,000円減額となっております。

これにつきましては、前年度、令和2年度の予算計上時については院内調剤の手数料分を見込んで計上しておりましたので、その分が落ちた形の予算計上となっております。

国庫支出金につきましては、予算計上額8億1,523万3,000円、前年度と比較して2億94万2,000円の増となっております。これにつきましては、複合施設分の社会資本総合整備交付金4億6,581万7,000円、同じく複合施設に充当しておりますエネルギー構造高度化補助金8,140万円、これが増加の要因でございます。

17款繰入金につきましてもコミュニティセンター基金の繰入金、庁舎建設基金の繰入金の増額によりまして前年度と比較して3億9,567万8,000円の増となっております。

諸収入につきましても今年度の予算計上額6億9,452万6,000円、前年度と比較いたしまして6億1,532万8,000円の増となっております。これにつきましてもCO<sub>2</sub>、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金6億1,992万5,000円を計上しておりますので、この分の増額となっております。

町債につきましても複合施設関連の起債13億6,610万円を予算計上し、前年度と比較いたしまして6億320万円の増、中心拠点再生地区整備事業ということで2,400万円、観光交流センター建設事業ということで4,200万円、消防車両の購入事業債ということで5,680万円計上をしております。

次のページに移りまして、9ページ目お開きください。歳出の性質別の内訳でございます。この中につきましては、補助費が前年度と比較いたしまして5,522万3,000円の増、4億3,488万2,000円となっております。これにつきましては、先ほど歳入でも説明いたしましたが、消防車両の更新に係る消防組合負担金の増額でございます。

建設事業につきましても31億5,350万1,000円計上し、前年度と比較し17億6,586万円の増となっております。これにつきましても複合施設建設事業費で29億1,383万2,000円を計上し、前年度と比較し17億1,392万9,000円の増となっております。

次に、公債費でございます。令和3年度予算計上額4億6,718万4,000円、前年度と比較いたしまして4,237万1,000円の増となっております。これにつきましては公債費の起債償還の増でございます。

次に、ページ進みまして42ページ、43ページ目をお開きください。こちらが今回骨格予算ではございますが、予算計上しております中心拠点誘導複合施設建設事業の事業費及び中心拠点再生整備事業の内容でございます。複合施設の建設工事費といたしまして25億3,774万円計上しております。これの内訳につきましては、本体工事で11億2,277万円、防災棟工事2億3,600万円、エネルギー高度化工事1億4,800万円、ZEB化工事6億6,988万9,000円、外構工事3億6,109万円を計上しております。その他工事管理、地籍測量図の業務委託、現在の役場の庁舎に設置しております機器の委託、移設、情報ネットワークの構築、用地の取得、備品購入等を予算を計上しております。

この庁舎の財源内訳について、本日配付いたしました議案第1号説明資料で若干詳しく説明をさせていただければと思います。これまで令和3年度の予算編成まで様々な国の制度改正、国の新たな補助制度の創設など、地財計画を熟読に熟読を重ね財源確保に努めてまいりました。今回の中心拠点誘導複合施設、かなえ～る整備事業の財源、総事業費、本体工事とエネルギー高度化工事、ZEB化工事、防災棟工事、いわゆる建物の工事の部分についての総事業費については34億2,901

万円となっております。国庫補助金については、このうち13億1,089万9,000円、地方債につきましても19億5,200万円、基金の取崩しが1億1,051万円、一般財源の負担が、これは平成30年度決算、本来であれば基金充当して事業をしようと思ったのですが、基金を充当せず一般財源を充当することができましたので、平成30年と令和元年については基金に手をつけず一般財源で処理をしておりますので、6,022万1,000円となっております。この全体事業34億のうち国庫補助金と起債に係る交付税措置を足した金額が22億4,405万4,000円、国庫補助金13億1,089万9,000円に起債に対する交付税措置額9億3,315万5,000円を足しますと、この金額となります。総事業費に対する国庫補助金と起債の償還分の措置額というのは65.4%、全体事業費の65.4%がその他の財源というか、補助的に入ってくる計画となっております。よって、これを受けまして交付税措置後の実際にどういうふうにお金を返すのかといいますと、残った起債が10億1,884万5,000円、1年当たりの元金償還額、過疎債が2,189万3,000円、その他の起債が3,287万2,000円となっております。起債の償還の期限の関係がありますことから、過疎債については3年据置の12年償還、その他のものについては5年据置の30年償還となっております。ですので、実際の1年間の庁舎部分に関する負担というのは3,287万2,000円でこの庁舎が建設されております。

参考までに、こんな立派な庁舎でなくて複合化しなくてもいいと、庁舎単独で建てればいいのではないのかとかという声も聞こえております。当町がニセコ町より少ない規模、ニセコ町の庁舎の建設におおよそ建設費20億かかっているというふうに聞いておりますので、その1割減の18億と見込んだ場合実際どのような形になるのかといいますと、国庫補助金もちろんありません。起債に対する交付税措置の金額2億1,872万3,000円と、国ですとか、そういったものの支援11.9%しかございません。交付税措置後の起債額についても、単独で建てた場合については交付税措置がある起債については9億程度しか借りられないことから、1年当たりの実質的な元金の償還も約4,670万円と、単独で整備するよりもこういった様々な環境に配慮した補助事業ですとかエネルギーの転換、そういったものを図って、町の持ち出しについては極めて少なく建設をいたしたところでございます。

以上が中心拠点誘導複合施設に対する財政的なものでございます。

ページをめくっていただきまして、その他の臨時的な事業といいますか、建設事業です。59ページ目に救助工作車の購入事業ということで2,500万円、次のページに水槽車の購入事業ということで3,700万円計上しております。これにつきましては過積載の解消を図る上での車両整備となっております。

次に、70ページ目御覧ください。公債費の推移でございます。令和3年度につきましては診療所の関連施設、医師住宅の整備ですとかCT等の医療機器、エアコン、スプリンクラー、これの起債償還、元金償還が始まります。あとそれと、高校通線、清川団地の起債償還が始まりましたことから、前年度と比較いたしまして4,237万1,000円の増額となっております。平成30年度に一旦4億強の起債償還として収まったものなのですが、令和2年、令和3年度と高校通線、清川団地、診療所関係の起債償還がどんどん始まってきていることから、このような起債の伸びになっております。令和5年度には5億を越えるピークを一旦迎えることとなります。参考までに庁舎の部分の起債を

推計いたしましたところ令和9年度に一旦5億を超えるピークを再度迎えますが、減債基金で十分積立てがあること、交付税措置を控除すると実質の負担が年3,000万円程度と大した負担ではないことがありますので、健全な財政の運営で起債償還ができるのではないかと見込んでおります。

次に、77ページ目を御覧ください。今年度につきましては庁舎の事業費に基金を充当しておりますので、令和2年度の決算見込みから比較いたしまして5億1,042万円取崩しはしておりますが、減債基金にまだ2億9,000万円、3億程度ございますので、先ほど説明をした起債の償還にも十分堪えられるのではないかと考えております。

78ページ目、最後になりますが、令和3年度予算におけるふるさと応援基金条例の充当事業ということで、このような事業に充当をしております。図書館と交流センターの備品、音響、調理室の家具ですとか、一期倶楽部の助成事業、幼児センターの音響設備の更新事業、海洋センターの音響設備の更新事業に充当をしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） ただいま議案第1号 令和3年度古平町一般会計予算についての提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第2号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第2号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算説明資料、薄いほうで説明させていただきます。説明資料82ページ、83ページをお開きください。令和3年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,640万円で、前年度比20万円の増となっております。

歳入のほうからご説明いたします。1款1項国民健康保険税6,405万3,000円で、前年度比509万3,000円の減額となっております。保険税の実績及び算定状況につきましては、説明資料86ページ、87ページに掲載しております。後ほど御覧いただきたいと思います。

3款1項他会計繰入金は4,983万1,000円で、前年度比163万8,000円の減、国からの各負担金の減額見込みによるものでございます。

2項基金繰入金でございますが、歳入の不足分を基金取崩しで賄っております。

続いて、5款3項受託事業収入については、新年度からの新事業開始に伴い、特定健診受診件数の増加を見込んでいることから、若干の増額となっております。

続きまして、歳出のほうに移ります。1款1項総務管理費1億2,577万9,000円で、前年度比36万8,000円の増でございますが、主な理由につきましては人件費の増でございます。

2項徴税費については、需用費について少額の減額となったものでございます。

2款1項基金積立金、3款1項償還金及び還付加算金については昨年度と同額計上でございます。

以上で令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第2号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第3号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第3号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

こちらも予算説明資料でご説明いたします。説明資料92ページ、93ページをお開きください。令和3年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,050万円で、前年度比80万円の増となっております。

歳入のほうからご説明いたします。1款1項後期高齢者医療保険料、前年度比198万6,000円増の3,733万円となっております。

1つ飛ばしまして3款1項一般会計繰入金でございますが、前年度比127万円減の3,206万5,000円で、主に歳出における委託料関係、それから基盤安定負担金が減少したことによる減額でございます。

5款諸収入は、大きな増減はございません。

続きまして、右のページ、歳出でございます。1款1項総務管理費898万7,000円につきましては、前年度比26万2,000円の減額、人件費で微増、委託料の減などによるものでございます。

2項徴税費7万7,000円、保険料賦課に関する経費を計上しております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金6,103万5,000円につきましては、広域連合の積算に基づき、前年度比118万2,000円の増となる負担金でございます。

3款諸支出金につきましては、昨年度と同額計上でございます。

以上で令和3年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第3号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第4号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第4号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書、厚いほうの冊子です。予算書269ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,300万円と定めるものでございます。前年比較では3,500万円の減です。

予算の款項、金額などにつきましては、第1表を271、272ページにお示ししております。

債務負担行為につきましては、簡易水道事業の会計を地方公営企業法適用へと移行する業務を行



うもので、期間、限度額について第2表を273ページにお示ししております。

それでは、歳入から説明しますので、説明資料96ページをお開きください。説明資料、薄いほうです。それでは、歳入から説明いたします。1款1項負担金13万9,000円の計上でございます。

2款1項使用料9,230万1,000円の計上で、水道料金がここでは計上されております。

飛ばしまして、4款1項他会計繰入金1,385万2,000円の計上で、一般会計からの繰入金で普通交付税の公債費相当額を繰入れするものでございます。

4款2項基金繰入金1,000円の計上で、前年比較では2,246万7,000円の減でございます。本年に関しましては、財政調整基金を取り崩すことなく予算編成が可能となり、科目設定の計上となっております。

飛ばしまして、6款2項受託事業収入643万8,000円の計上で、ここでは消火栓更新工事などの受託収入が見込まれております。

引き続きまして歳出を説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費2,296万1,000円の計上で、ここでは会計の運営に伴う職員人件費、消費税納付金などが計上されております。

2款1項施設管理費3,217万3,000円の計上で、浄水施設や配水管の維持管理経費が計上されております。

2款2項施設整備費614万円の計上で、前年比較では3,976万円の減少でございます。この減額の内容としましては、量水器更新の数の減少や配水管移転工事の終了が要因でございます。

3款1項公債費2,781万7,000円の計上でございます。

飛ばしまして、4款1項基金費1,600万円の計上で、前年比較では1,599万9,000円の増でございます。本年に関しましては当初予算から黒字を見込み、財政調整基金に積み立てることとしております。

4款2項給水工事受託事業費558万円の計上で、消火栓工事などを受託して発注する費用をここで計上しております。

5款1項予備費232万9,000円の計上となっております。

以上で令和3年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第4号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計予算についての提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第5号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第5号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書333ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,900万円と定めるものでございます。前年比較では800万円の減でございます。

予算の款項、金額などに関しましては、第1表を334、335ページにお示ししております。

債務負担行為につきましては、公共下水道事業の会計を地方公営企業法適用へと移行する業務を行うもので、期間、限度額について第2表を336ページにお示ししております。

それでは、歳入から説明しますので、説明資料102ページをお開きください。薄いほうの冊子です。それでは、歳入から説明します。1款1項負担金1,000円の計上でございます。これにつきましては科目設定となっております。

2款1項使用料3,206万円の計上で、ここにつきましては下水道使用料が計上されております。

飛ばしまして、3款1項国庫補助金280万円の計上で、施設更新事業の財源がここで計上されております。

5款1項一般会計繰入金1億5,128万4,000円の計上で、前年比較では551万7,000円の減でございます。

8款1項町債280万円の計上で、これにつきましては施設更新事業の財源として発行される起債でございます。

引き続き歳出を説明しますので、次のページを御覧ください。1款1項総務管理費1,784万1,000円の計上で、ここでは会計の運営に伴う人件費や消費税納付金などが計上されております。

2款1項施設費4,857万8,000円の計上で、前年比較では309万6,000円の減でございます。ここでは下水道施設の整備や維持管理経費が計上されています。施設整備費としましては、施設の更新事業の実施設などが計上されております。

3款1項公債費1億2,130万4,000円の計上でございます。

4款1項予備費127万7,000円の計上となっております。

以上で令和3年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第5号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 議案第6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書395ページをお開きください。令和3年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,550万円と定めるもので、前年度比380万円の減となっております。

予算の款、項、金額などに関しましては、第1表を次のページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

それでは、歳入について説明いたしますので、薄いほうの説明資料をお開き願います。ページは、112ページでございます。歳入予算、1款1項介護給付費収入2,662万5,000円の計上で、前年度比237万円の増でございます。これは、通所介護、デイサービス、要介護者に対するケアプランの作成事業及び短期入所サービスの3つの事業分と要支援者に対する予防プランの作成に関わる給付費でございます。増額の大きな要因としましては、デイサービスにおきまして前年度の利用者実績の増を踏まえた計上となっております。

1款2項自己負担金収入401万6,000円の計上で、自己負担金を伴うデイサービス及びショートステイ事業の2事業分の収入でございます。

2款1項一般会計繰入金1,485万6,000円で、前年度比652万6,000円の減額となっております。これは、4つのサービス事業の歳入歳出調整の結果であります。詳細につきましては、後ほど歳出でご説明させていただきます。

3款、4款につきましては、科目設定の予算計上となっております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。1款1項居宅サービス事業費3,694万8,000円で、前年度比391万6,000円の減額で、デイサービス、ショートステイの2事業分の事業費で、減額の大きな要因は社会福祉協議会へのデイサービス事業運営委託料、指定管理料のうち人件費及び燃料単価の低下に伴いまして燃料費の減によるものでございます。

1款2項居宅介護支援事業費836万3,000円で、前年度比9万8,000円の増額となっております。これは、ケアマネジャー1名分の人件費を計上しております。

1款3項介護予防支援事業費5万5,000円で、予防プラン作成事業委託料を過去の実績と要支援者の認定数の現状を勘案しまして前年同様の額を計上しております。

2款1項予備費は、13万4,000円でございます。

続きまして、116ページ、117ページをお開きください。こちらのほうは今まで説明しました4つの事業の財源につきまして図式で説明しております。1つ目は通所介護事業ということでデイサービス、下の短期入所生活事業のところなのですけれども、この事業は生活支援ハウスの職員が行っておりまして、人件費の一部が指定管理料に含まれているため黒字となっているものでございます。

次のページに移りまして、3番、要介護者に関わるケアプランの作成でございます。

その下、4番、予防プランということで要支援者に対するプランを作成する事業でございます。こちらのほうは事業費5万5,000円に対しまして介護サービスの収入が282万8,000円を見込んで277万3,000円の黒字であります。この事業につきましての人件費は包括支援センターの職員の業務の一環として行っているため、システム経費及び人件費につきましては一般会計で計上しているため黒字となっているものでございます。

以上のことによりまして、一般会計からの繰入金、いわゆる赤字補填は2つの事業の収支不足からショートステイ事業と予防プラン事業の黒字分を差し引いた1,485万6,000円を一般会計繰入金とするもので、4つの事業を実施する介護サービス会計としましては前年度比、一般会計からの繰入金652万6,000円の減となっております。

以上で令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 以上で日程第6、議案第1号 令和3年度古平町一般会計予算から日程第11、議案第6号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までの説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時40分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第7号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第7号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第7号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

この補正予算は、決算見込みを反映した予算の整理が大部分でございます。歳入歳出予算の補正として既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億721万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ54億271万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正として6ページ、7ページにお示ししております。

地方債の補正といたしまして、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。8ページにお示ししております。

歳入歳出債務負担行為の補正として、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によると。9ページにお示ししております。古平町あいランド広場の指定管理に関する債務負担行為の追加でございます。

以上が議決事項でございます。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、別冊の議案第7号説明資料、令和2年度古平町一般会計補正予算（第7号）説明書を御覧ください。歳出から説明いたしますので、16ページ目、17ページ目をお開きください。先ほども説明しましたとおり、今回の補正予算については決算見込みを反映した予算の整理が大部分でございますので、主要な部分のみを説明させていただきます。2款総務費、1項総務管理費、既定の予算21億6,041万8,000円から5,522万2,000円を減額し、21億519万6,000円とするものでございます。これにつきましては、5目財産管理費に計上しております町有建物の除排雪の委託料の増、14目に計上しております地方創生臨時交付金事業の整理でございます。7節の報償費、10節需用費、17節の備品購入費につきましては、学校保健特別対策事業費の増額決定がなされましたので、その部分の学校に対する事業の追加でございます。その他新規市場の開拓

支援業務委託料、皆減しております。これにつきましては、業務委託しなくても協力していただける業者があつて流通の試験ができましたことから、皆減しております。工事請負費3,800万減額しております。これについては火葬場の工事に過疎債がつかなかった場合に備えてこちらに計上していたのですが、過疎債が充当されましたので、予算計上しております。18節負担金補助及び交付金につきましては、余市協会病院に設置いたしましたコロナの感染制御検査センターの設置事業費の補助金ですが、これについては全額協会病院側で国費で実施することができたということから、予算計上から落とすものでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして20ページ目、3款民生費、2項児童福祉費、既定の予算7,040万5,000円から338万6,000円を減額し、6,701万9,000円とするものでございます。これにつきましては、4目に子ども・子育て支援事業費というものがございます。一期倶楽部運営事業助成金でございますが、コロナ対策によりまして開設日数が増加したことにより、道補助金、国補助金が追加になっておりますので、それに伴うものでございます。

ページめくっていただきまして24ページ目、9款教育費、1項教育総務費、既定の予算1,735万4,000円に60万円を追加し、1,794万5,000円とするものでございます。これにつきましても教育施設の除排雪業務の委託料を追加しております。

13款1項職員給与費、既定の予算5億7,889万9,000円から1,272万7,000円を減額し、5億6,617万2,000円とするものでございます。これにつきましては、補正で計上いたしました診療所の医師の報酬分を決算を見込んで減額をしております。

歳入の説明をいたしますので、10ページ目にお戻りください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算9億2,409万6,000円に1,389万8,000円を追加し、9億3,799万4,000円とするものでございます。これは、先ほど歳出の部分でも申し上げました学校保健特別対策費補助金80万円の増額と決算見込みで社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備分野）の補助金が増額決定されましたので、その補正でございます。参考までに、この補助金につきましては道路照明の更新工事、除雪車保管庫の実施設計、橋梁の長寿命化の実施設計に充当をしております。

次のページに移りまして、14款道支出金、2項道補助金、既定の予算4,793万6,000円から277万9,000円を減額し、4,515万7,000円とするものでございます。これにつきましては、民生費の補助金で子ども・子育て支援交付金、これも放課後児童クラブ、一期倶楽部への補助金の財源、あとそれと180万、保健体育費補助金で公設スポーツクラブ、コロナウイルスの関係で開催できませんでしたので、この分が皆減しております。

次のページに行きまして、17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算2億7,330万9,000円から1億620万円を減額し、1億6,710万9,000円とするものでございます。ここで財政調整基金の繰入金を9,200万円減額しております。これを受けての財源不足を補填するための基金の取崩しの予算計上額が700万となります。700万という数字であれば今後決算で不用額出た分を考慮しますと、取り崩す必要というのがなくなるのではないかと考えております。2年続けて財源不足を補填するための基金の取崩しをなく決算を了する見込みとなっております。

20款町債、1項町債、既定の予算9億3,370万6,000円から1,390万を減額し、9億1,980万6,000

円とするものでございます。この中で一番下段に減収補てん債というものがございます。令和3年度の地財計画の説明会の中で地方消費税交付金の減収補填分を減収補てん債の対象とするよう制度改正がありましたことから、当町でも300万円の借入れをするものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第7号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第7号）を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第8号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第8号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第8号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億3,565万7,000円とするものでございます。

歳出のほうからご説明申し上げます。説明書の30ページ、31ページをお開きください。1款1項総務管理費でございますが、既定の予算から147万1,000円減額し、予算額1億2,468万4,000円とするものでございます。こちらは、主に健康診断委託料の減額のほか、広域連合負担金の決算を見込んだ減額補正でございます。

続きまして、歳入のご説明に移ります。28ページ、29ページをお開きください。3款1項他会計繰入金220万6,000円を減額し、4,975万2,000円とするもので、各繰入金の決算を見込んだ補正でございます。

続きまして、5款3項受託事業収入でございますが、50万円を減額し、102万8,000円とするものでございます。こちらは、歳出での健診委託料の減額に伴いまして、広域連合からの支出金を減額するものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第8号 令和2年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時54分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第9号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第9号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第9号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,901万3,000円とするものでございます。

歳出のほうからご説明申し上げます。説明書36ページ、37ページをお開きください。1款1項総務管理費、既定の予算から50万円を減額し、917万1,000円とするもので、健診委託料の減額によるものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございしますが、既定の予算から107万9,000円を減額し、5,924万4,000円とするもので、決算を見込んでのものでございます。

続きまして、歳入のほうです。34ページ、35ページをお開きください。3款1項一般会計繰入金で、既定の予算から107万9,000円を減額し、3,171万8,000円とするものでございます。こちらは、広域連合の決算を見込んだ繰入金の減額と基盤安定負担金の額の確定による減額でございます。

5款3項受託事業収入、既定の予算から50万円を減額し、16万円とするもので、歳出にありましたように、健診委託料の減額に伴うものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号 令和2年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号ないし日程第17 議案第12号

○議長（堀 清君） 日程第15、議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第17、議案第12号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案まで関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま一括で上程されました議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第11号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第12号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の3議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案につきましては、議会議員の報酬が19ページから20ページ、特別職の給与が21ページから22ページ、教育長の給与が23ページから24ページでございます。

本件は、議会議員、町長、副町長、教育長の令和3年6月期以降の期末手当の割合を6月分、12月分ともに100分の225から100分の222.5に、年間の支給割合を100分の450から100分の445に引き下げる改正でございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

なお、改正の内容につきましては特別職報酬審議会へ諮問し、答申を得ております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。



休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時01分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これから議案第11号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議長（堀 清君） 日程第18、議案第13号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第13号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

議案25ページです。本件は、平成29年4月1日から3年間を指定期間として実施してきておりますあいらんど広場、いわゆるパークゴルフ場の指定管理期間が今月の31日をもって終了することから、4月1日以降も引き続き指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回指定管理者の候補者として提案する業者は、これまでも本施設の指定管理者であった太平ビルサービス株式会社であります。募集期間中応募してきたのは本業者1社のみで、選定委員会での審査の結果、条例に定める審査項目全てで要件を満たしており、利用者のニーズに合った事業運営が期待できること、さらにはこれまでの指定期間中何も問題なく業務を遂行してきた実績があるため、候補者として決定いたしました。

なお、今回の指定期間につきましては、これまでは家族旅行村とセットで3年間の指定を行ってきたところではありますが、既に昨年の12月の議会全員協議会でもご説明したとおり、旅行村につきましては令和3年休止することから、今回は取りあえず令和3年の1年限りとしたところとなります。

25ページ、記以下を朗読いたします。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町あいらんど広場。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人住所、東京都新宿区西新宿6丁目22番1号、（2）、法人名、太平ビルサービス株式会社、（3）、代表者職氏名、代表取締役会長兼社長、狩野伸彌。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 報告第1号

○議長(堀 清君) 日程第19、報告第1号 専決処分(第2号)の報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました報告第1号 専決処分(第2号)の報告について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

地方自治法の第180条第1項というのはどういうものかと申しますと、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長においてこれを専決処分にすることができるとされております。この規定を受けまして、平成30年の6月第2回古平町定例会において議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約で請負金額の増額もしくは減額が当該請負金額の10分の2を越えない変更契約に締結することというふうに議決をいただいておりますので、専決処分をしたものでございます。

専決処分をした工事請負金額の変更の内容につきましては、令和2年4月3日議決を得ました中心拠点誘導複合施設建設工事請負契約に係る契約金額の変更を決定したものでございます。契約の金額については、変更前が16億8,366万円、変更後が19億5,316万円でございます。金額にして2億6,950万円の増でございます。

主な変更の内容につきましては、年度ごとの国庫補助金の制度改正や補助金要綱の変更などによりまして補助金の対象とならなかった事業の工種変更などにより増額したものの、補助金の採択をより確実にするため工事を追加変更したもの、それと維持管理を考慮して変更したものの3点で構成されております。まず、補助金の対象とならなかった、制度改正が対象とならなかった部分の変更で、躯体の工事ではりに木を使っておるのですが、国交省が所管するサステナブル補助金の採択対象とならなかったことから、今回この本体工事に追加しております。金額は、3,500万円でございます。照明器具が環境省が所管するレジリエンスゼブ補助金の対象事業から今年度外されたことから、今回の工事に追加をしております。3,600万円の追加でございます。補助金の採択をより確実にするため、社会資本総合交付金及び過疎債の対象となる事業の中から、現在コロナ禍の中、道産木材の消費低迷から公共施設で木材の活用が求められたことから、採択を確実にするため、カラマツを利用したサッシを図書室と創作活動室、ピロティー部分に入れております。これに係る増額が9,300万円となっております。その他床の仕上げですとか、吸音の性能の向上ですとかというものを図っております。特に維持管理で大きいのが床仕上げで大ホール、今現在小学校の体育館の床について

は地下に床暖房を利用してありまして浮いた床になっております。季節の変動によって伸縮いまだにしておりますので、大ホールの床についても小学校の体育館と同じく床下空間の上にフローリング仕上げという形になっておりましたが、今後の維持管理を考慮して伸縮の少ないOAフロアに今回変更をしております。これによって事業費2,160万円増加となりますが、この事業費についても社会資本総合整備交付金及び過疎債の対象となりますので、町の持ち出し部分についてはそれほど負担はないものでございます。以上が主な設計変更の内容でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりました。ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 1回目の工事請負契約、昨年4月に行われておりますけれども、今日そちらのほうから提出された議案第1号説明資料というのを見ているのですけれども、昨年4月に説明されたときはこの中心拠点誘導複合施設の工事内容の本体工事、それから防災棟工事費について4回に分けて契約が予定されているということでしたけれども、これを見ますと本体工事費、基本設計だとか実施設計は終わっていますので、本体工事費と、それから防災棟工事費、これを合計した中の今回の契約更改というふうになると思いますけれども、そのとおりかどうか。残額については今後どのような日程が予定されているのか伺います。

○総務課長（松尾貴光君） 今日お配りした議案第1号説明資料に基づいてお話をさせていただければと思います。この工事の契約については4つに分かれますというふうに言っております。ですので、本体工事、エネルギー高度化工事、ZEB化工事、防災棟工事、この4区分でございます。今回の専決処分をして契約をした部分については本体工事費の部分でございます。この本体工事につきましては、令和2年と令和3年と継続して2年間で契約しているものでございます。エネルギー高度化工事、ZEB化工事につきましては単年度ずつ契約をしなければなりませんので、令和元年度のものについては令和元年度で契約、令和2年度のものについては令和2年度に契約しております。令和3年度分につきましても4月の頭に臨時議会を開催いたしまして、ZEB化の工事の分と防災棟の工事については契約締結の議案の提出を予定しております。エネルギー高度化工事につきましては令和3年度の予算の採択、予算といいますか、補助金の採択を受けた後でなければ発注できませんので、その後遅くとも2定までには契約を締結したいと考えております。

○3番（真貝政昭君） 昨年度の頭ではそちらのほうの複合施設の工事内容、それから財源内訳一覧表が出ているのですけれども、これに出ていないのが今回出されたZEB化工事というのが出まして、約7億。ちょっと頭になかったものですから、令和3年度の予算書ですごく何で増えたのかなという疑問を持ったのですが、これだということが分かりました。それで、今説明がありましたけれども、ZEB化工事については4月に契約が予定ということの説明だったようだけれども、それでよろしかったですか。

○総務課長（松尾貴光君） 4月に発注予定としております。

○3番（真貝政昭君） このZEB化工事については今まで詳しくは説明がなかったように思うのですけれども、具体的にはどういう工事内容になるか説明をお願いします。

(何事か言う者あり)

○議長(堀 清君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第20 陳情第1号

○議長(堀 清君) 日程第20、陳情第1号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書採択の願いを議題とします。

お諮りします。本案は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書採択の願いは産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(堀 清君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時21分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員